

東京都北区立学校適正配置計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見提出期間

平成23年12月20日（火）から平成24年1月25日（水）まで

2 意見提出者数

・提出者人数 18名

・提出方法別意見提出者数

提出方法	人数
郵送	1名
ファクス	3名
持参	2名
北区ホームページ	12名

3 意見総数 51件

・意見の内訳

意見の内容	件数
計画全体に関する意見	6件
適正配置の基準に関する意見	8件
統合の影響に関する意見	4件
統合のルールに関する意見	2件
学校の配置に関する意見	1件
指定校変更制度に関する意見	12件
通学区域に関する意見	6件
その他の意見	12件

4 周知方法 北区ニュース（12月20日号）、北区ホームページ、説明会 （計画（案）閲覧場所）

区政資料室、各地域振興室、区立図書館、学校適正配置担当課

5 パブリックコメントによる内容の修正箇所

No.	修正後	修正前	計画(案) 修正箇所																				
1	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1校当たりの 児童数(人)</th> <th>1校当たりの 学級数(学級)</th> <th>1学級当たり の 児童数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北区</td> <td>305.1</td> <td>10.7</td> <td>28.5</td> </tr> <tr> <td>(※)</td> <td>(4番目)</td> <td>(5番目)</td> <td>(4番目)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 23区における北区の水準(数値が低い方からの順位)</p>		1校当たりの 児童数(人)	1校当たりの 学級数(学級)	1学級当たり の 児童数(人)	北区	305.1	10.7	28.5	(※)	(4番目)	(5番目)	(4番目)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1校当たりの 児童数(人)</th> <th>1校当たりの 学級数(学級)</th> <th>1学級当たり の 児童数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北区</td> <td>305.1</td> <td>10.7</td> <td>28.5</td> </tr> </tbody> </table>		1校当たりの 児童数(人)	1校当たりの 学級数(学級)	1学級当たり の 児童数(人)	北区	305.1	10.7	28.5	4ページ 【表1】「1校当たりの児童数、学級数及び1学級当たりの児童数の比較」に記載を追加
	1校当たりの 児童数(人)	1校当たりの 学級数(学級)	1学級当たり の 児童数(人)																				
北区	305.1	10.7	28.5																				
(※)	(4番目)	(5番目)	(4番目)																				
	1校当たりの 児童数(人)	1校当たりの 学級数(学級)	1学級当たり の 児童数(人)																				
北区	305.1	10.7	28.5																				
2	<u>(注) 児童数及び学級数は、普通学級に就学する児童数及び学級数とする。</u>		6ページ 【学校規模からみたブロックにおける検討の基準】の下に注釈を追加																				
3	学適審第三次答申で確認された小規模校の特性は、以下のとおりです。	学適審第三次答申で掲げられた小規模校の特性は、以下のとおりです。	8ページ 1行目																				
4	<p>【表4】区立小学校の指定校変更申請件数及び変更率の推移(各年4月7日時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td> <td>544件</td> <td>411件</td> <td>335件</td> </tr> <tr> <td>変更率</td> <td>27.7%</td> <td>21.0%</td> <td>17.4%</td> </tr> </tbody> </table>		平成21年度	平成22年度	平成23年度	申請件数	544件	411件	335件	変更率	27.7%	21.0%	17.4%		10ページ 6行目【表4を追加】 ※これにより、以下の表番号繰り下げ								
	平成21年度	平成22年度	平成23年度																				
申請件数	544件	411件	335件																				
変更率	27.7%	21.0%	17.4%																				
5	<u>(前段落) 具体的な学校の配置については、学校の規模にかかわらず、ブロック内の全ての小学校を対象として、ブロック毎の検討組織との協議により決定するものとします。</u>	(前段落) 具体的な学校の配置については、ブロック毎の検討組織との協議により決定するものとします。	11ページ 下から2行目																				
6	<u>(前段落) 現在、ブロック内に複数の集合住宅が建設されており、これに伴う児童数の増加により、(以下、略)</u>	(前段落) 今後の児童数の増加により、(以下、略)	30ページ 17行目																				

6 区民から提出された意見の概要

○計画全体に関する意見

No.	意見の概要	件数	教育委員会の考え方
1	<p>6年程前に統合の話が事前の説明が一切無い状況で区報に掲載された。あまりに突然だったために統合の話はなくなった。 (教育委員会としては、) 統合する方向で考えての行動だと思う。6年間何も無かったのは何故か。何故、このタイミングなのか。</p>	1	<p>教育委員会は、東京都北区立学校適正規模等審議会(以下「学適審」という。)第二次答申を踏まえ、平成17年4月の第三次適正配置から平成21年4月の第七次適正配置まで、中学校を優先した適正配置を進めてまいりました。</p> <p>小学校の適正配置については、平成20年3月に「適正規模を踏まえた北区全体の区立小学校の適正配置のあり方について」を学適審に諮問し、平成21年9月に第三次答申をいただきました。</p> <p>この第三次答申を踏まえ平成22年度からの就学に対する指定校変更基準を見直しました。</p> <p>これらの状況を踏まえ、平成23年6月には、教育委員会内部に、適正配置計画の検討組織を設置して検討を行い、平成23年11月に適正配置計画(案)を作成したところです。</p>
2	<p>指定校制に戻ってから、2年程度の期間で、児童数を理由に適正配置をするのは、あまりにもひどい話だ。計画案を知らずに清水小学校に入れた保護者の気持ちを考えてほしい。</p>	1	<p>学校は、子どもたちが集団生活を通して、互いに学び合い切磋琢磨する場であり、集団のルールを学び、社会性を身につける場です。こうした学校の役割を十分に果たすためには、学校に一定の規模が必要であると教育委員会は考えます。</p>
3	<p>教育環境を整えるためとあるが、具体的に書いてあるのは、人数(1クラスの子どもの数)の事ばかりである。人数が多ければ、適正なのか? 今回の件で、(すでに変更希望者がこの地域で複数名出ている。)滝七小への入学者は減少するという悪循環が生じてくる。各学校の問題点をクリアにし、滝七小に関する不当な扱いを正し、本来入学すべき人数が入学してくるようになるまでは統合はすべきではないと考える。</p> <p>北区の未来を担う子どもたちのため、どうか真の「適正」を、大人が考える数字や地図上ではなく、子どもの教育に対して、「子どものための適正」を本当に考えてほしい。子どもたちのための中身のある教育環境を、今一度考えるよう強く強く希望する。</p>	1	<p>適正配置計画(案)は、指定校変更基準見直し後のブロック全体の児童数の動向のほか、通学の距離や安全性、地域との関係や今後の開発状況なども踏まえ検討を行ったものです。</p> <p>学校の適正配置については、今後、ブロック毎に協議会を設置し、保護者や地域の皆様と十分に協議したうえで進めてまいります。</p>
4	<p>現行の東京都北区立学校適正配置計画案が妥当な案であると考え。計画案に沿って、進められることを希望する。</p>	1	<p>学校の適正配置については、今後、ブロック毎に協議会を設置し、保護者や地域の皆様と十分に協議したうえで進めてまいります。</p>

5	<p>計画（案）の表2では、学級数別小学校数が区ごとに示されており、北区立小学校の学級数が23区中でどのような水準であるのかが分かりやすく示されている。</p> <p>一方で、表1では1校当たりの児童数等について、都内平均、22区平均、そして北区の数が示されているだけで他区の数が見えていないため、他区と比べてどのような水準であるのかわかることができない。可能であるならば、表2と同様に22区のデータも載せると理解が深まるのではないかと。</p>	1	<p>表1「1校当たりの児童数、学級数及び1学級当たりの児童数の比較」について、他区と比べ、どのような水準にあるのかについて、記載を追加いたしました。</p>
6	<p>区の、少人数校への入学者を増やそうという工夫がもっとも欲しかった。統廃合は、その努力を重ねた上での最終決断か？地域に根付いていた学校がなくなると、これまで支えてきた地域の方、OB、保護者、先生のモチベーションが下がってしまうのではないかと心配である。その中で子どもたちが置かれる状況は好ましいものではないと思う。</p>	1	<p>少子化により、地域の子どもが減る中で、従来よりも広い範囲で、複数の地域コミュニティが学校との関係を築いて学校を支えていくといったことも考えていく必要があります。</p> <p>地域の子どもたちのため、統合した学校についても、地域の中の新しい学校として、これまで同様のご支援をいただきたいと思いますと考えております。</p>

○適正配置の基準に関する意見

No.	意見の概要	件数	教育委員会の考え方
7	<p>大規模化も適正規模ではないので、検討対象であると聞いた。大規模化の解消方法についても議論の対象となることが読み取りにくいので、もう少し明確に記述してほしい。</p>	1	<p>適正配置計画（案）は、ブロック全体の状況から小学校の配置を考えるものであり、今後設置されるブロック協議会では、大規模化の学校も含め、ブロック内の全ての小学校が協議の対象となります。</p>
8	<p>学校規模検討基準の児童数のとらえ方については、特に小規模校の保護者・児童から見ると、とてもデリケートな問題なので、「指定校変更等許可後の実際に在籍する児童数でとらえる」とことと、その理由を明記してほしい。また、大規模化についても適正配置検討の議論の対象であるならば、基準表にも明記するべきである。</p>	1	<p>検討の基準の児童数等について、普通学級に就学する児童数及び学級数とする注釈を追加いたしました。</p> <p>なお、「学校規模からみたブロックにおける検討の基準」は、学適審第三次答申で提言された基準をお示したものです。</p>
9	<p>適正配置の基準が、児童数ばかりに重きをおいている感じがする。子どもが、安全に通える範囲に小学校があることが大切である。</p>	1	<p>適正配置計画（案）は、児童数のほか通学の距離や安全性も含めて検討を行ったものです。</p> <p>具体的な学校の配置については、今後のブロック別協議会において、通学距離も踏まえた学校の配置を協議してまいります。</p>

10	<p>計画（案）の8ページに「学適審第三次答申で掲げられた小規模校の特性は、以下のとおりです。」との記載に続いて小規模校のメリットとデメリットを記載した表が載せられているが、この表の内容は中央教育審議会分科会の作業部会の配付資料から引用されたものであり、学適審において議論された内容をまとめたものではない。この表現については、例えば、「学適審第三次答申で確認された」とか「学適審第三次答申に記載された」などといった表現に改めれば良い。</p>	1	<p>ご意見いただきましたように、当該部分については、記載を改めました。</p>
11	<p>本計画においては、ブロック内の全ての小学校が当面存続規模を満たしている場合においては適正配置は検討しないとされていることから、実際に適正配置の議論を行っている間に学級編制基準が改定されたとしても議論に影響が生じることは少ないものの、少人数学級編制の導入に関しては、多くの方々が関心を持っていることも事実である。その面で、少人数学級編制が導入されたとしてもなお適正配置が必要であることを数字で示すのは非常に意義があると思われる。</p> <p>適正配置の議論にあたっては、今後とも国や都の動向を注視しながら行うようにしてほしい。</p>	1	<p>今後のブロック別協議会において、国や都の動向についても、適宜、情報提供を行いながら協議を進めてまいります。</p>
12	<p>適正配置が避けられないものになっている以上、非常に残念なことではあるが、着手時期の検討基準については、ここで示されているとおり進めるほかないと考える。ただし、「王子・赤羽・滝野川の三地域のバランスにも配慮します。」という部分については疑問もある。本計画案においては、実際に三地域のバランスに配慮してグループを変更したグループはないように見受けられるが、残念ながらさらに少子化や区立校離れが進展した場合、今回の計画が一つの前例となるだけに、この配慮は慎重に行う必要があると思われる。一方で、隣接するSFブロックで同一時期に適正配置の議論を進めた場合、ブロック別協議にかかわってもらう地域関係者に過重な負担となることも予想されるのも確かである。この記述は、「王子・赤羽・滝野川の三地域のバランスにも配慮する場合があります。」とした方が良い。</p>	1	<p>北区全体で小学校の小規模化が進んでいる状況から、適正配置の取り組みが特定の地域に偏ることのないように進めてまいります。</p>
13	<p>教育委員会が言う適正な教育環境でない中で学校生活を送ってきた子どもは、生きる力、集団のルールや社会性も身につけていないのか。少人数校なりに上記を身につけられるよう工夫していると思う。多人数の中でも身につけていない子どももあり、何か根拠のある統計でもあるのか。何か子どもに出来ていない事があると、「少人数校で育ったから」と言われるのは心外だ。</p>	1	<p>学校の規模にかかわらず各小学校は、地域や保護者の皆様からの支援や教職員の最善の努力と創意工夫により、特色ある教育を展開しています。</p> <p>適正配置により、学校や学級に一定程度の規模を確保できれば、規模をいかした教育活動が展開できると考えております。</p> <p>これまでの各小学校の良い点については、統合新校に継承できるように協議を進めてまいります。</p>

14	<p>学区は、すべての地域が1 km以内に設定しているが、小学校1年生が1 km歩くのに、どのくらいかかるのか。大人が15分なら、子どもには20分はかかる。こんな通学時間が大都会東京に存在していて理にかなっているのか？ 小学校は6年ある。とても長い期間、子どもを小学校に預ける。なるべく親から手の届くところで、子育てをしたいと親なら考える。こんな大切なことを、しっかりとした聞き取りもせずに、児童数だけで線を引いてしまっただけでは、暮らしやすい、みんなが愛する北区になるといえるのか。</p>	1	<p>小学校の通学距離については、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」に、適正な通学距離として、おおむね4 km以内と定められています。</p> <p>しかしながら、これは全国的な基準であり、区内の交通事情を踏まえた通学上の安全確保の面や、小学生の体格や体力を考慮し、過度な負担を避けるといった視点から、北区では、通学距離を1 km程度としたところです。</p>
----	--	---	--

○統合の影響に関する意見

No.	意見の概要	件数	教育委員会の考え方
15	来年度より、対象校の新入生、在校生を保護すべきである。	1	<p>ブロック別協議会において、学校や保護者、地域の皆様とご相談させていただきながら、教育環境の整備充実や児童に対する心のケアに十分配慮してまいりたいと考えております。</p>
16	在校生、特に残り1年間のみを新校で生活を送る6年児童へのサポート体制（精神面）の協力をしてほしい。	1	
17	学区という社会ルールを遵守し、通学している滝野川第七小学校児童に一切の不利益や精神的な負担をかけないことを具体的な施策を提示し約束してほしい。	1	
18	適正配置案が発表されると、児童数の少ない学校への入学者数がますます減ってしまうのではないかと心配である。統合されるならそれまでの間、在校生へのフォローを手厚くしてほしい。	1	

○統合のルールに関する意見

No.	意見の概要	件数	教育委員会の考え方
19	新規開設校は、必ず新校（対象学校は、いずれも廃校）を厳守してほしい。（統合のルールの）例外として認められているどちらかを存続校とすることは、絶対に避けてほしい。	1	<p>適正配置計画（案）でお示した統合のルールのとおり、統合する場合は新校とする考えです。</p> <p>ブロック別協議会における議論を踏まえ、新しい学校づくりについて合意形成が図られることが重要であり、当該合意を尊重すべきと考えます。</p>
20	統合のルールの「関係者における合意の尊重」の項目は、削除すべきである。	1	

○学校の配置に関する意見

No.	意見の概要	件数	教育委員会の考え方
21	説明会に参加して、いろいろな意見、考え、歴史、総合的に前向きに言うと、現在の3校の場所から考えると、梅木、清水の校舎は残し、三岩（土地がすべて北区のものではない点、梅木と近い点から）をなくし、梅木と清水に分ければよいと思う（学区の見直しを含む。）。	1	<p>具体的な学校の配置については、今後のブロック別協議会において協議すべきものと考えます。</p>

○指定校変更制度に関する意見

No.	意見の概要	件数	教育委員会の考え方
22	越境の問題を、学校適正配置計画（案）以前に、まずは完全に解決してほしい。住民登録上、学区内は学区児童。どうしても他の学区の小学校に行きたいなら引っ越しなさいくらいの厳しさでやらなければ何の解決にもならず、ましては、新たな案など話にならない。区、そして教育委員会は、少し乱暴に話を進めていないか。	1	<p>北区では、従前より指定校への就学を原則としてまいりました。一方で国が通学区制度の弾力的な運用を求めてきた経緯などから、教育委員会では弾力的な運用を図ってきたところです。</p> <p>しかし、この指定校変更制度については、学適審の審議や第三次中間答申のパブリックコメントにおいても、地域の子どもが地域の学校へ通うような仕組みづくりに向け、早急に見直すべきとの意見が多く寄せられました。</p> <p>これを受け、平成22年度の就学から指定校変更の基準を見直したところです。</p> <p>今後の児童の就学につきましても、これらの制度に基づき、運用を行ってまいります。</p>
23	指定校変更について、基準改正後は、件数・率は減少していると聞いても、現在、小一の子の就学時健診時に対象児童が30人以上来校していたはずなのに、結果16人になっているのを目の当たりにすると、きちんと事実関係を確認した上で変更許可をしているのだろうかと思念を抱かざるを得ない。 区域内就学を守っている保護者、児童が不利益を被ったり、悲しい思いをしない教育行政、地域のルールを守る善良なまっとうな区民の意見、権利、思いが守られる行政を望む。	1	
24	実際に努力してもらっているのかもわからない指定校変更制度をきちんとしてほしい。	1	
25	統合までの準備期間（2～3年度）に関しては、学区外就学を一切認めない強い意志を持って対応してほしい。	1	
26	学校適正配置計画（案）が公になったからには、今後の清水小への入学に不安を感じる家庭も多くなることが予想される。これを理由に、越境を申し出る家庭へどのように説明をするのか。また越境を認めるのか。 低学年の世話を高学年がする。低学年を見守りながら、自らが手本となるよう努力を重ねている。小学校教育ならではの教育であると思っているし、清水小の教育はこの点に秀でている。今後、清水小へ入学する児童がさらに減少した場合、その機会を奪うことになる。より良い環境と教育の機会が得られるように学校適正配置を進めるといふ趣旨に反しているように思う。今後の越境入学について、十分配慮してほしい。	1	
27	清水小の児童の著しい減少は、越境の条件を甘くした行政の不備が招いた結果であると考え。清水小に通う児童や家庭は、指定校制度を守り、自らが住む地域の小学校に入学し、地域の活性化にも協力してきた。正当な通学をしている児童が、行政が招いた結果により、他校へ移らなければならない、最初から地域外へ越境をした児童は、選んだ学校へ通い続けられるというのは腑に落ちない。 どうしても適正配置を遂行するならば、一度全ての児童を地域の指定校へ戻すべきである。北区に住む全ての児童と家庭に平等な教育と機会を与えてほしい。	1	
28	ここ数年だけ越境を厳しく規制するのはおかしい。合併後、小学校の場所が滝野川第七小学校になるか、滝野川第一小学校になるかも未決定、転校は当然のように決まっている状態で、合併までの期間に入学する児童に関しては、選択の余地なく、滝野川第七小学校に通わせるのには納得がいかない。それまで滝野川第七小学校に入学するしかない決めずに越境の選択権を残してほしい。	1	
29	小1プロブレムに取り組むために、保育園や幼稚園との関係も考慮してほしいと思う。梅木小学校と西が丘保育園、うめのき幼稚園は交流を盛んに行っているため、保育園に行っている間に梅木小にも慣れて、将来はこの小学校に行くのだと子どもの中にもイメージできる。しかし、いざ学校に入学するときには学区で別の小学校へ行かなければならず、今まで積み上げてきたものがリセットされてしまう。慣れている仲間と慣れている小学校に入学することが子どもにとっても、子どもを見守る親にとっても安心につながり、小1プロブレムを減らしていくのではないかなと思う。地域で子育てをしていくためには、このような関係が必要であり、保育園や幼稚園の場所によって、せめてサブファミリーブロック内では、小学校を選択できるようにしてほしい。保育計画とあわせて、保育園・幼稚園の位置と学区の範囲を一緒に検討してほしい。	1	

30	指定校変更の申請件数及び変更率は減少したと記載があるが、具体的な件数、率が示されていない。記述するか、記述が困難であれば、ブロック協議時などに明示してほしい。	1	指定校変更の申請件数及び変更率につきまして、具体的な数値を追加記載いたしました。
31	北区全体で児童数が減少していることは事実であるが、滝野川第七小学校に関しては、学区内児童が他の小学校にかなりの人数が流出している。それは、北区の他の地区に比較し異常な数値となっていることは教育委員会及び北区行政の失策である点を認めるべきである。	1	北区では、従前より指定校への就学を原則としてまいりました。一方で国が通学区域制度の弾力的な運用を求めてきた経緯などから、教育委員会では弾力的な運用を図ってきたところです。 しかし、この指定校変更制度については、学適審の審議や第三次中間答申のパブリックコメントにおいても、地域の子どもが地域の学校へ通うような仕組みづくりに向けて、早急に見直すべきとの意見が多く寄せられました。
32	指定校変更制度を厳しくすると、少人数校への変更もできずらくなるということであるが、少人数校への変更は特別措置で緩くした方が良いのではないかと（適正な教育環境を作るために）。	1	これを受け、平成22年度の就学から指定校変更の基準を見直したところです。
33	第三次答申でも議論の中心となっていたようであるが、指定校変更制度を正しく運用していないのであれば、今回適正配置をしても、また同じような問題は起こってくると考える。	1	今後の児童の就学につきましても、これらの制度に基づき、運用を行ってまいります。

○通学区域に関する意見

No.	意見の概要	件数	教育委員会の考え方
34	学区域の再編成をすれば、一部の小学校に子どもが極端に少なかったり、多かったりということがなくなるのではないかと。	1	通学区域の改編については、中長期的課題としてとらえております。適正配置計画（案）でお示しした学校の適正配置の姿を前提としながら、今後、検討してまいります。
35	学区域の見直しをすることが最優先だと考える。それぞれの学校に同じくらいの子どもの子どもが通うようにすることが必要だと思う。それこそが教育の平等だと思う。そもそも、学校の裏に学区域の境界線があることは、どう考えても異常である。普通とは言えない。統合が全てではない。	1	
36	適正配置の前に、今の学区が状況に合っているか、もう一度検討するべきであると思う。小学校の児童数で適正配置を考えるのではなく、今の町並みから子どもにとって最も通いやすい区画を考えるとではないかと。	1	

37	<p>来年度入学までに、通学区域の再検討、改訂を願いたい。対応が遅いと協議期間に入学する児童が犠牲になる。</p> <p>滝野川第七小学校より線路を越えた中里エリアは、滝野川小学校の通学区域としてほしい。地域との交流、通学の安全を考えれば妥当なのではないかと思う。</p>	1	
38	<p>今回の統合案に関し、中里2丁目と3丁目は、滝野川小学校が指定校となるよう配置を希望する。</p> <p>この件に関しては、再三ホームページで意見を述べており、「学区域の変更については、地域コミュニティの維持や歴史的背景から短期間で見直すことは難しく、中長期的課題である。」とのことであるが、先延ばしせず今がその検討を開始する時期なのではないか。</p> <p>滝七の人数が減少し、統合の話がチラホラ出るようになってからは、滝小に入るためにわざわざ書類を作り込んで提出したり、踏切が危ないからという理由付けで提出したものを、教育委員会も受け入れて今まで町内の子どもは滝小に入れているようだ。そんなことをするくらいなら最初から学区変更をしてもらいたい。</p>	1	<p>個別の通学区域の範囲については、本計画でお示しした学校の適正配置の姿を前提としながら、今後、検討してまいります。</p>
39	<p>(統合の際)一つの学校を、住んでいる地区で分断してバラバラになるのは、絶対にしないでほしい。それを前提確約で話を進めてほしい。</p> <p>同じ学校内で分断すると、子どもたちの動揺もあるし、落ち着かないでかわいそうなので、結局、慣れた友だちがたくさんいる方へ親としても通わせたくない。せっかく3校を2校にして単級学年を少なくしたい本来の目的に反し、どちらかに偏って人数が多くなってしまい、本末転倒に終わる可能性がある。</p>	1	<p>今後のブロック別協議会において、ご意見の視点なども踏まえながら、学校配置や通学区域について協議してまいります。</p>

○その他の意見

No.	意見の概要	件数	教育委員会の考え方
40	<p>統合(適正配置)により、問題点がどう減少したのか、特色や優れている点はどう増幅したのかを、王子地区までは適正配置が済んでいることから、実例を示してほしい。</p>	1	<p>学校関係者からは、適正配置により児童が増えたことで、新たな友達ができ、人間関係が広がったことや、児童の意欲や活気が増したことなどの話を伺っております。</p> <p>他にも、学習面では、児童の反応が豊かになり、グループ学習や学び合い、教え合う機会が増えた、また、体育や集団遊びでのチームゲームや児童数の制約で出来なかった行事が出来るようになったなど、教育活動が一層充実したことが報告されております。</p>

41	<p>人数が激減している小学校に、本来入学すべき人たちを留めるところか、同ブロック内のもう一方の小学校の環境（学童クラブの設置）だけを整えて、入学者を誘致しているのではないのか。それでも、この適正配置は小規模校の廃校を目的とするものではないと言い切れるのか。全くもって納得がいかない。</p>	1	<p>教育委員会は、放課後子ども教室や保幼小連携・接続カリキュラムなどの実証研究モデル事業など、学校や地域の実態に応じた特色ある教育活動の支援に取り組んでまいりました。</p> <p>また、学校の配置は、今後、ブロック別協議会において協議するものであり、学校が統合する場合においても、統合のルールにお示したように、学校の規模（施設、児童数など）や設置からの年数などにかかわらず、対等統合とする考えです。</p>
42	<p>適正配置をする理由の一つに、小学校の老朽化の問題があると聞いたが、実際どこの小学校にどんな問題があるのか。今すぐにも改装しなくてはいけない事情があるなら、むしろそちらを公表してほしい。</p>	1	<p>区立小中学校の多くが、校舎建設から40年以上経過しており、老朽化が進んでおります。直ちに改築が必要という状況ではありませんが、近い将来、更新時期を迎えることが見込まれております。</p> <p>そのため、小中学校校舎等の改修や改築について、計画的に進めていきたいと考えております。</p>
43	<p>小規模校では、卒対費にかかる費用等、一人ひとりの負担が他校に比べ多いものがある。卒業生だけではなく、在校生（新校に吸収される）や職員の卒業の門出が晴れやかに行えるよう、行政からの支援や補助を行ってほしい。</p> <p>保護者に対しては、卒対費などの長期にわたって積み立てられた金額の調整なども統合される学校とスムーズに行われるよう、早期的な連携の確保に努めてほしい。</p>	1	<p>関係する学校の保護者の連携の確保に努めてまいります。</p>
44	<p>滝野川第七小の著しい小規模化に関しては、ほかに優先した対応が必要であると思われるが、これまでの経緯について万全の配慮をしてもらい、より多くの方々のより深い理解を得ながら進めてほしい。</p>	1	<p>小学校の適正配置について、ブロック別協議会をはじめ、さまざまな機会を捉え、関係者の理解を得られるよう努めてまいります。</p>
45	<p>稲付中学校SFブロックは、清水小学校の3年生と4年生の児童数が、連続して10人を下回っていることからAグループとされている。しかし、清水小の新入児童数は増加傾向にあり、平成28年度の児童数推計においては全校で132人と見込まれている。一方で、Bグループとされた滝野川紅葉中SFブロック内の滝野川第六小は、今後も全校生徒数の大きな増加が見込まれておらず、平成28年度の児童数推計は全校で79人ととどまっている。清水小の児童数が増加傾向にあることから、「連続する2学年において、それぞれ10人を下回る児童数」という状態も3年後には解消するものと見込まれる。このブロックのグループは、関係者が望むのであればBグループにする方が良いと考える。</p> <p>これは単に稲付中SFブロックだけの問題にとどまらず、他のブロックにも影響を及ぼす可能性がある。</p>	1	<p>稲付中学校サブファミリーブロックについては、今後も連続して10人を下回る状況が続く小学校があることから、できる限り早期に協議を開始すべきと考え、Aグループとさせていただきます。</p> <p>なお、B・Cグループとしたブロックにつきましても、今後関係者の皆様の協議により、早期着手の合意が得られるならば、その方向で進めてまいります。</p>

46	<p>神谷中学校SFブロックについて、他のブロックの記述を見ると、児童数の増加が見込まれる要因が具体的に示されている。この「今後の児童数の増加により」という記述は、例えば「複数のマンションの建設が進んでいるなど、児童数が増加する要因があることから」というような記述に改める方が望ましい。</p>	1	<p>ご意見いただきましたように、当該部分については記載を追加いたしました。</p>
47	<p>これまでの適正配置においては、学校の位置や学区域の設定をめぐって難航した地域が複数あったが、こうした問題については、その学校に日々通うわけでもない大人が勝手に想像して議論をすすめることにはそもそも無理があり、当事者である児童の意見を聞いた方が、はるかに速やかで妥当な結論が得られると考える。適正配置の議論は、複雑な問題が絡み合うものであり、子どもに意見を聞くのはなかなか難しい面もあることは承知しているが、今の学校までの距離や通学路の安全について負担に感じていることはないかといった事柄については、アンケート調査を行うなどして意見を聞くことが十分に可能であり、またすべきである。</p> <p>町会・自治会の関係者には、適正配置の議論の難しさについても十分に理解してもらったうえで参加してもらうようにするなど、教育委員会においても十分に工夫してほしい。</p>	1	<p>学校の適正配置は、非常に重要な問題であり、保護者、地域、学校長、教育委員会が、現在と未来の子どもたちのために責任をもって協議すべきであると考えます。</p> <p>ご提案のありました児童へのアンケート調査につきましては、新しい学校づくりの協議の中で、実施を検討してまいりたいと考えております。</p>
48	<p>これまでのブロック別協議でもなされてきたように、会議はすべて公開し、協議のメンバーではない地域の方からの意見も教育委員会で責任を持って受けようとしてほしい。</p> <p>また、協議会だよりの作成はもちろんのこと、それが多くの方の目に確実に触れるようにするため、町会・自治会の方々のサポートや学校・公共施設の掲示板への掲示も必須である。今後の適正配置の議論においては、情報提供に万全の意をもちいるよう強く要望する。</p>	1	<p>ブロック別協議会の進め方などについては、協議会において決定していただく考えです。</p> <p>また、協議の内容がより多くの区民の皆様に伝わるよう、ご提案いただきました方法も含め、情報提供について工夫をまいります。</p>
49	<p>教育の基本である「社会ルールを守る」ことの重要性を今一度、行政として宣言し徹底してほしい。</p>	1	<p>ご意見として承り、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>
50	<p>田端中学校ブロックの3校のうち2校が文科省の省令である学校設置基準（校庭面積）を満たしていない状況で、3校を2校に統合するのは、文部科学省に対する挑戦なのかと考えざるを得ない。地域の教育環境の充実を考えるのであれば、北区の地域特性をもう少し考慮したうえで、地域と児童のための議論をすべきである。</p>	1	<p>学校設置基準には、地域の実態などにより、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合の例外が規定されています。</p> <p>23区内という用地確保が困難な状況の中、校庭の広さとともに、通学の安全や距離、地域との関係などの地域特性を踏まえ、協議を進めてまいります。</p>
51	<p>2校のうちの廃校となる敷地を運動公園に。今、子どもたちの野外スポーツの場は不足している。ぜひスポーツを楽しめる公園として活用してほしい。</p>	1	<p>学校跡地については、区民共通の貴重な財産であるとの考え方を基本に、北区学校施設跡地利活用指針に基づき、利活用方法の検討を行います。</p>